

# アルバイト開始までの流れ(農業無料職業紹介所を利用する場合)

※りんご課へ連絡後～アルバイト開始まで、約2週間必要です。

## アルバイト先の 選定

### HICSに掲載された求人情報を基に、希望するアルバイト候補先を選定

- 庁内メールのグループ「市職員りんご生産アルバイト窓口」に、希望する求人番号を送信してください。(例:第1希望「弘前5」、第2希望「つ弘8」)
- 第3希望まで選択可能です。すでに作業員が確保されていることや、利害関係者に該当すること等があるため、複数の候補先を選定することを推奨します。
- グループで同じ求人に応募することも可能です。
- 知り合いの農家等で兼業をしたい場合等は、ご相談ください。

## 利害関係の 確認

### アルバイト候補先との利害関係の確認

- 利害関係の基本的な考え方について再度確認し、候補先との間に利害関係がないことを、兼業希望職員が自ら確認します。

## 面接実施

### 面接を実施し、仕事の内容や雇用の条件、畑の場所等を確認

- りんご課職員を介して、面接の日時を雇用主と調整します。
- 面接は、勤務時間外に原則市役所内で実施します。(企画推進係職員が同席。)
- 雇用条件の確認や、勤務シフトの相談等を行います。

## 兼業許可手続き

### 「兼業許可申請書」を作成し、許可の手続きを実施

- 「兼業許可申請書」に「りんご生産アルバイト兼業許可チェックリスト」を添付し、所属の決裁を得ます。
- 所属長は、申請書に記載されている職務内容や職務遂行状況を確認し、兼業の可否を判断します。
- 決裁終了後、サービス担当課(人事課等)に、申請書とチェックリストを提出します。
- サービス担当課(人事課等)の審査後、兼業許可・不許可通知書が発行されます。

## アルバイト開始

### アルバイト開始

- 兼業許可後、雇用主と雇用契約の手続きを実施します。
- 従事する時間は、**【原則①勤務時間が割り振られた日において、1日3時間、②週8時間、③月30時間】を超えない範囲**ですので、遵守してください。
- アルバイト期間中は、所属部署で勤務態度や職務遂行状況等を把握し、場合によっては、サービス担当課が許可を取り消すこともあります。
- 人事異動があった場合は、改めて許可を得る必要があります。

※無料職業紹介所(HICS 様式集の求人情報)より応募する場合